

別表 1

本件個人情報 1	開示妥当と判断した部分	過去の答申
「措置入院者の症状消 退届」	「管理者名」の欄に記載された管理者の氏 名	第 4 4 号
「措置入院者に対する 病院管理者の意見」	「管理者氏名」の欄に記載された管理者の 氏名	第 4 3 号

本件個人情報 2	開示妥当と判断した部分
①「措置入院者の定期 病状報告書」	管理者名欄に記載された管理者の氏名
	「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報
②「精神保健福祉相談 記録」	1 枚目の「援助方法」欄における 1 3 行目に記載された 関係機関の部署名
	2 枚目の「援助方法」欄における 1・5 行目に記載され た関係機関の部署名
	4 枚目の「援助方法」欄における 7 行目に記載された関 係機関の部署名
	5 枚目の「援助方法」欄における 1・9・13・27 行 目に記載された関係機関の部署名
	6 枚目の「援助方法」欄における 5 行目に記載された関 係機関の部署名
	6 枚目の「援助方法」欄における 27 行目前段に記載さ れた個人に関する情報
	6 枚目の「援助方法」欄における 26・27 行目後段・ 28 行目に記載された個人に関する情報
	8 枚目の「援助方法」欄における 1 行目に記載された関 係機関の部署名
	10 枚目の「援助方法」欄における 1・3・4・15・ 16・19・27 行目に記載された関係機関の部署名
10 枚目の「援助方法」欄における 21 行目に記載され た関係機関の連絡先	

別表 1

対象個人情報 2	開示妥当と判断した部分
②「精神保健福祉相談記録」	15枚目の「日付 対応者」の列「H28.6.16 9:25～9:40」「H28.6.16 12:25」「H28.6.16 12:45」「H28.6.16 13:20」に係る「対応内容」欄の各1行目に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	18枚目の「日付 対応者」の列「H28.6.27 10:00」に係る「対応内容」欄の1行目に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	26枚目の「H28.6.13」に係る19行目に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	30枚目の「年月日」の列「10/3」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の28行目後段に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	36枚目の「年月日」の列「H28.10.27」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の20行目後段に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	39枚目の「年月日」の列「H28.11.9」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の11行目に記載された実施機関の職員の対応に関する情報
	40枚目の「援助方法」欄における5行目に記載された関係機関の部署名
	45枚目の「援助方法」欄における13行目に記載された関係機関の部署名
⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」	「同行者の氏名」欄の1行目に記載された関係機関の部署名
⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」	「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された個人に関する情報
	「日付 相談者」の列「H28.4.14」に係る「状況」の欄に記載された個人に関する情報

別表 2

本件個人情報 1	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報 1 の性格及び内容	答申での判断
「措置入院者の症状消退届」	管理者名及び印影・診察した精神保健指定医氏名	第 1 号	当該病院管理者の氏名及び印影、精神保健指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、当該病院管理者や指定医に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該病院管理者や指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該病院管理者や指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1) コ 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (2) イ (キ) 記載のとおり
	病名・入院以降の症状又は状態像の経過・措置解除後の処置に関する意見が記載された情報	第 5 号	診察を行った指定医の診断内容等については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載された診断内容等に相違が生じているとして、診察をした指定医や診断内容等を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診察する指定医や病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 4 号 6 (4) イ (キ) 記載のとおり
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事前調査票」	調査員職氏名	第 4 号	調査を担当した職員の氏名については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と調査結果に相違が生じているとして、当該職員に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、記載内容の真意や詳細等を確かめるために、職員に対する職務の妨害となるような行為が行われることが予想され、調査等事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため条例第14条第1項第4号に該当し不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1) ウ 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (3) イ (7) 記載のとおり
	申請・通報・届出に至る経緯等、調査時の状況、事前調査の総合判定<理由等>	第 5 号	法第24条の通報が発出された際に保健福祉事務所が事前調査を行った内容等については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と調査結果に相違が生じているとして、当該保健福祉事務所の職員に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該調査票を作成する職員が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 4 号 6 (4) イ (7) 記載のとおり
「24条通報による対応経過」	措置診察を行った精神保健指定医の氏名及び所属機関	第 1 号	法27条の規定による診察を行った精神保健指定医の氏名及びその所属する機関については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1) イ 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (2) イ (7) 記載のとおり
	病名	第 5 号	法第27条の規定による診察を行った指定医が診断した病名の情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該指定医に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 4 号 6 (4) イ (イ) 記載のとおり
「措置入院決定通知書（様式7号の2）」	病名	第 5 号	法第27条の規定による診察を行った指定医が診断した病名の情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該指定医に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1) ア 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (4) イ (7) 記載のとおり
「措置入院決定通知書（様式7号の4）」	病名	第 5 号	法第27条の規定による診察を行った指定医が診断した病名の情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該指定医に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1) ア 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (4) イ (7) 記載のとおり
「措置入院決定通知書（様式7号の3）」	病名	第 5 号	法第27条の規定による診察を行った指定医が診断した病名の情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該指定医に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 1 号	答申第 4 1 号 6 (1) イ 記載のとおり	答申第 4 1 号 6 (3) イ (イ) 記載のとおり

別表 2

本件個人情報 1	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報 1 の性格及び内容	答申での判断
「措置入院のための移送に関する診察記録票」	指定医の氏名	第 1 号	法27条の規定による診察を行った指定医の氏名及びその所属する機関については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 4 号	答申第 4 4 号 6 (1)カ 記載のとおり	答申第 4 4 号 6 (2)イ(7) 記載のとおり
「措置入院者に対する診察指定医の意見」	指定医氏名及び印影	第 1 号	当該指定医の氏名及び印影については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、当該指定医に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 2 号	答申第 4 2 号 6 (1) 記載のとおり	答申第 4 2 号 6 (2)イ 記載のとおり
	診断名及び措置症状の有無等を含めた現在の状態	第 5 号	病院で診断された診断名及び措置症状の有無等を含めた現在の状態については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該診断を行った者や当該診断名を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該診断を行う者や病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 2 号 6 (3)イ 記載のとおり
「診察実施通知書」	精神保健指定医氏名	第 1 号	法27条の規定による診察を行った精神保健指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 3 号	答申第 4 3 号 6 (1)ア 記載のとおり	答申第 4 3 号 6 (2)イ(7) 記載のとおり
「措置入院に関する診断書」	精神保健指定医氏名	第 1 号	法27条の規定による診察を行った精神保健指定医の氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、措置入院に関する不満や、診察した指定医に対する不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 1 号	答申第 4 1 号 6 (1)ア 記載のとおり	答申第 4 1 号 6 (2)イ 記載のとおり
	病名、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状等、診察時の特記事項	第 5 号	法27条の規定による診察の結果に基づき、指定医が記載した「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」欄には、精神症状に基づく自傷又は他害行為の有無に関する情報や措置入院の必要性があるか否か及びその理由についての情報等が記載されている。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該記載を行った者や当該記載内容を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 1 号 6 (3)イ(7) 記載のとおり
「措置入院者に対する病院管理者の意見」	管理者氏名及び印影	第 1 号	当該病院管理者の氏名及び印影については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、審査請求人は、当該管理者に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 3 号	答申第 4 3 号 6 (1)ウ 記載のとおり	答申第 4 3 号 6 (2)イ(7) 記載のとおり
	「診断名」「措置症状の有無等を含めた現在の状態」 「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」	第 5 号	「診断名」「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」欄に記載された情報については、措置入院が本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、本人の認識と記載内容に相違が生じているとして、当該記載を行った者や当該記載内容を県知事あてに届け出ることとされている病院管理者に対して、不満や不信感を抱くおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、当該記載を行う者や病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした。			答申第 4 3 号 6 (3)イ 記載のとおり
「入院後 3 か月経過した措置入院者の現地診察について（依頼）」	宛先	第 1 号	実施機関が法第36条の6の規定等に基づく診察を依頼した宛先（指定医の所属及び氏名）については、審査請求人以外の個人に関する情報である。措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であることから、審査請求人は、当該指定医に対する不満や不信感を抱いているおそれがある。よって、これらの情報を開示することにより、診療内容の真偽や詳細を確かめるため、当該管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、当該指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。	答申第 4 3 号	答申第 4 3 号 6 (1)イ 記載のとおり	答申第 4 3 号 6 (2)イ(1) 記載のとおり